

日本DPO協会第2回専門研究部会セミナー 挨拶  
2021年1月28日(木) 15:00～16:30

# 個人データの越境移転規制について ～個人データの越境移転規制の歴史とEUとの 充分性相互認定の意義～

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

## January 28 Data Privacy Day /Data Protection Day

- 1月28日 データ・プライバシー・デイ/データ・プロテション・デイ
- 欧州評議会 (Council of Europe) の「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」(Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data) (1980年9月17日閣僚委員会採択、1981年1月28日各国の署名に付された)
- 2007年

# 個人データの越境移転規制について(プログラム)

- 1. あいさつ
- 堀部政男 当協会代表理事
- 『個人データの越境移転規制の歴史とEUとの十分性相互認定の意義』(10分)
- 2. セミナー
- 講師 松田章良先生 岩田合同法律事務所
- 弁護士・ニューヨーク州弁護士
- 『アジアの規制動向、グローバル対応の事例研究など』(30分)
- 3. セミナー
- 講師 生田美弥子先生 北浜法律事務所東京事務所
- 弁護士・フランス共和国弁護士・ニューヨーク州弁護士
- 『欧州および北米の規制動向、グローバル対応の事例研究など』(30分)
- 4. 質疑応答(20分)

# ヨーロッパにおける立法例(1970年代)

- スウェーデン Datalagen1973 (Data Act 1973、データ法)
- オーストリア Bundesgesetz über den Schutz personenbezogener Daten 1974 (Datenschutzgesetz) (Federal Act concerning the Protection of Personal Data, 個人データの保護に関する連邦法律)
- 西ドイツ Bundesdatenschutzgesetz 1977(Federal Data Protection Act 1977、1977年連邦データ保護法)
- フランス La loi no 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés (Act on Data Processing, Data Files and Individual Liberties, Law No.78-17 of January 6,1978, 情報処理、データファイル及び自由に関する1978年1月6日第78-17号法律)

# 1980年OECDプライバシーガイドライン①

- プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(1980年9月23日)(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (23 September 1980))
- 理事会は、
- 1960年12月14日のOECD条約第1(c)、3(a)及び5(b)の各項に留意し、
- 加盟国は、国内法及び国内政策の相違にもかかわらず、プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること、
- 個人データの自動処理及び国際流通は、国家間の関係に新しい形態を作り上げるとともに、相互に矛盾しない規則と運用の開発を要請すること、

## 1980年OECDプライバシーガイドライン②

- 個人データの国際流通は経済及び社会の発展に貢献すること、
- プライバシー保護と個人データの国際流通に係わる国内法は、そのような国際流通を妨げる恐れがあること、を認識し、
- 加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し、
- 次のとおり勧告する。
  - 1. 加盟国は、本勧告の主要部分である勧告附属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係わる原則を、その国内法の中で考慮すること。
  - 2. 加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又は、そのような障害の創設を回避することに努めること。

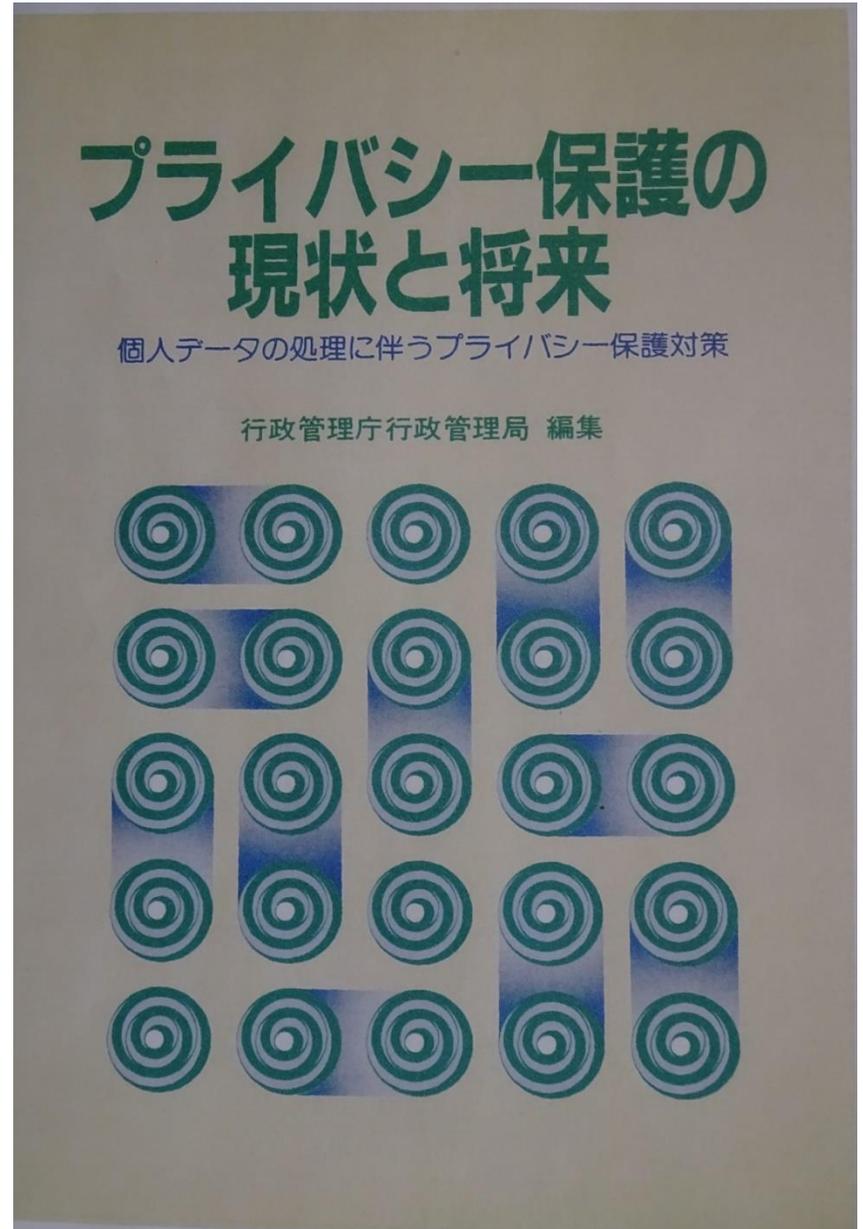
## 1980年OECDプライバシーガイドライン③

- 3. 加盟国は、勧告付属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。
- 4. 加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続きについてできるだけすみやかに同意すること。
- 以下、勧告付属文書(Annex)
- 5部構成で、第2部 国内適用における基本原則(PART TWO. BASIC PRINCIPLES OF NATIONAL APPLICATION)に、有名な8原則が出ている。
- 第3部 国際的適用における基本原則－自由な流通と合法的制限(PART THREE. BASIC PRINCIPLES OF INTERNATIONAL APPLICATION: FREE FLOW AND LEGITIMATE RESTRICTIONS)
- 堀部政男・新保史生・野村至『OECDプライバシーガイドライン:30年の進化と未来』(JIPDEC、2014年)221頁以下。【OECD1980年プライバシーガイドラインの日本語訳は、行政管理庁行政管理局監修「改訂世界のプライバシー法」(ぎょうせい、1982年)を使わせていただいている。】

# 行政管理庁・プライバシー保護研究会報告(1982年7月)

## プライバシー保護研究会構成メンバー

- (座長)加藤一郎 東京大学法学部教授
- 飯塚 毅 公認会計士
- 黒田 英文 弁護士
- 塩野 宏 東京大学法学部教授
- 竹内 啓 東京大学経済学部教授
- 田中靖政 学習院大学法学部教授
- 平林 勉 日本電子計算機株式会社専務取締役
- 平松 斉 朝日新聞社メディア委員会幹事
- 堀部政男 一橋大学法学部教授



# 行政管理庁プライバシー保護研究会報告(1982年)①

- 研究会報告「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(1982年7月)
- 個人データシステムの規律を目的とする制度的な対応としては、以下に掲げるプライバシー保護の基本原則に立脚した新たな法律を制定する必要がある。【基本原則省略】
- 2.具体的方策
  - (1)個人データシステムの設置に関する規制
  - (2)個人データシステムの公示
  - (3)個人データの収集に関する規制
  - (4)個人データの利用・提供に関する規制
  - (5)個人データの維持管理に関する規制
  - (6)個人の権利の設定
  - (7)受託に関する規制
  - (8)所管庁
  - (9)個人データの国際流通に関する規制
  - (10)罰則と損害賠償

## 行政管理庁プライバシー保護研究会報告(1982年)②

- (9)個人データの国際流通に関する規制
- (公的部門及び民間部門)
- 国際的データ流通の進展に伴い、個人データの国際間流通が今後とも拡大
- して行くと考えられるので、法的規制の要否について、更に検討する必要がある。



# 当時の関心の例

- この検討結果は、当時、各方面から大きな関心を寄せられた。私は、まず、読売新聞から同紙の「論点」というコラムの原稿依頼を受けたほか、いくつかの雑誌等からも、原稿の執筆や座談会への出席を求められたが、読売新聞に私の書いたものが掲載された1982年7月29日には、朝日新聞が社説で「プライバシー保護立法を急げ」という主張を展開した。
- 朝日新聞の社説は、「出産予定をだれかに教えた覚えはないのに百貨店から赤ちゃん用品のダイレクトメールが来ることがある。妊婦の住所氏名を通っている病院や安産祈願に行った神社から業者が入手したことがわかったとしたら、どんな気持ちにするだろうか」という書き出しで、プライバシー侵害の危険が高まっていることを指摘し、プライバシー保護研究会の検討結果に賛意を表しつつも、いくつかの問題点を具体的にあげて、「法制化は急いでもらいたいが、こうした問題点を解消したうえでのことである」と結んだ。
- また、翌30日には、産経新聞の「主張」、東京新聞の「社説」がそれぞれ「プライバシー保護法急げ」と「自ら守る「プライバシー」」と題して掲載した。
- 東京新聞は「行政、民間を問わず一切、例外を認めず、すべての個人データの取り扱いに網をかけることが望ましい」と主張した。
- これらの中で、新聞は、わが国でも欧米並にプライバシー保護法を制定すべきであると論じた。これは一つの有力な世論として、政府がこれにどう対応するか注目されていた。しかし、政府は、直ぐには対応しなかったといえる。

# 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程①

- 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題
- (NBL1148号(2019年6月15日)(上))
- はじめに
- I 国際的整合性確保の企図認識の経緯
- 1 様々なルールの策定
- 2 OECDプライバシー・ガイドライン(1980年)
- 3 CoEの第108号条約(1981年)
- II EUデータ保護指令(1995年)及び一般データ保護規則(2016年)
- 1 EUデータ保護指令(1995年)
- 2 EU一般データ保護規則(2016年)

# 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程②

- III 個人情報保護委員会の取組及び欧州委員会等との対話・連携
  - 1 個人情報保護委員会の取組(2016年)
  - 2 欧州委員会のコミュニケーション(2017年1月10日)と個人情報保護委員会の国際協力方針決定
  - 3 共同プレス・ステートメント(2017年7月34日)
  - 4 欧州議会議員団来訪(2017年10月31日)
  - 5 ヨウロバー欧州委員会委員の来訪(2017年12月14日)
- IV 十分性参照文書(Adequacy Referential)の採択(2018年2月6日)
  - 1 WP 12(1998年7月24日採択)
  - 2 十分性参照文書(更新版)(2017年11月28日採択)
  - 3 十分性参照文書(Adequacy Referential)(2018年2月6日採択)
  - 4 WP 12と十分性参照文書の相違点—シュレムス事件の影響
  - 5 シュレムス対データ保護コミッショナー事件
  - 6 WP 12と十分性参照文書の相違点—その他のポイント

# 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程③

- V 双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策
  - 1 解決策の検討
  - 2 EU十分性認定移転ガイドラインの方向性(2018年2月9日)
  - 3 ガイドライン案の審議(2018年2月14日)
  - 4 ガイドライン案の意見募集(2018年4月25日~5月25日)
    - (1)その後の経緯と意見募集開始時のガイドライン案
    - (2)拘束性の明記
  - 5 意見募集結果と補完的ルールの方策
  - 6 個人情報保護基本方針の変更案(2018年5月21日)と閣議決定(6月12日)

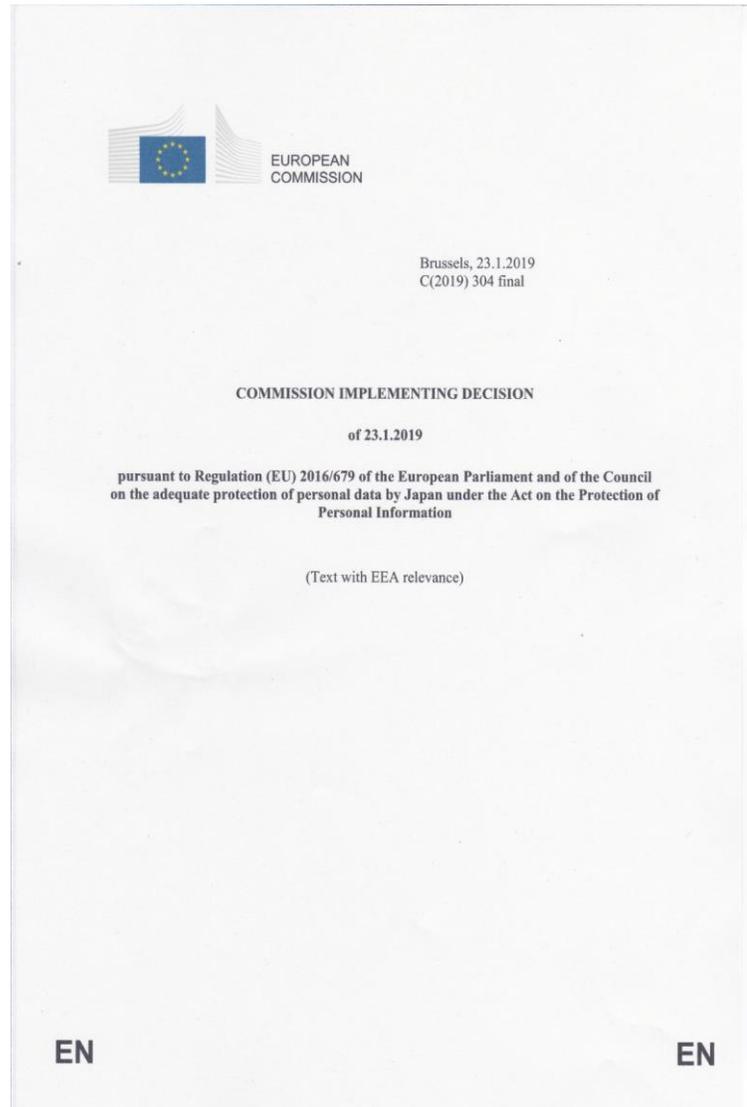
# 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程④

- NBL1149号(7月1日号)(下)
- VI 日EU最終合意発表(2018年7月17日)
  - 1 個人情報保護委員会
  - 2 欧州委員会報道発表(2018年7月17日)の重要性
- VII 欧州委員会の十分性決定案
  - 1 欧州委員会の十分性決定案公表(2018年9月5日)
  - 2 個人情報保護委員会報道発表(2018年9月6日)
- VIII 欧州データ保護会議の意見(2018年12月5日)取りまとめ
  - 1 欧州データ保護会議の十分性決定案に関する報道発表(2018年9月26日)
  - 2 第40回国際データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議(ICDPPC)
    - (1)EDPS・EDPB共催の会議の開催
    - (2)会議におけるスピーチ
  - 3 十分性決定案に関するEDPBの意見(2018年12月5日)

# 日EU間の個人データの円滑な移転実現への道程⑤

- IX 欧州議会決議
- X 相互認証の時期に関する個人情報保護委員会の報道発表(2018年12月26日)
- XI 日EU間の相互の円滑な個人データの移転実現(2019年1月23日)
  - 1 個人情報保護委員会の越境移転実現発表と平成31(2019)年個人情報保護委員会告示第1号
  - 2 欧州委員会の日本に関する十分性決定(2019年1月23日)
- XII 今後の課題の例示
  - [改正個人情報保護法附則第12条への対応]
  - [地方公共団体の条例の検討]
  - [日EU十分性相互認定に伴う課題]
  - [EU以外の国・地域との移転実現の課題]

# 欧州委員会の決定の結論 European Commission Adequacy Decision on Japan (23 January 2019)



- EUROPEAN COMMISSION
- Brussels, 23.1.2019  
C(2019) 304 final
- COMMISSION IMPLEMENTING  
DECISION  
of 23.1.2019  
pursuant to Regulation (EU)  
2016/679 of the European  
Parliament and of the Council on  
the adequate protection of  
personal data by Japan

# 日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)①

- 欧州委員会は、2019年1月23日、日本に関する十分性決定を行った。それについての文書は、47頁に及ぶ詳細なものである。
- この文書は全体的には通し番号付きで、それぞれの文章が始まっている。その通し番号は、(1)から(191)までである。その後に掲載されている決定は、4か条で構成されている。
- その4か条は、次のとおりである(なお、ここでの「委員会」とは欧州委員会を指す)。

## 第1条

- 1. EU規則2016/679の第45条の目的上、日本は、**附属文書Ⅱ** で表明されている公的な説明、保証及び公約とともに、**附属文書Ⅰ** に掲載されている補完的ルールにより補足されている個人情報保護法に従って、欧州連合から日本の個人情報取扱事業者に移転される個人データの十分なレベルの保護を確保している。

# 日本に関する欧州委員会十分性決定 (2019年1月23日)の附属文書

- **【附属文書】**
- 前掲の「決定」の中で言及されている**附属文書**は、次のとおりである。
- I 個人情報保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール  
(Supplementary Rules under the Act on the Protection of Personal Information for the Handling of Personal Data Transferred from the EU based on an Adequacy Decision)【個人情報保護委員会策定】
- II Collection and use of personal information by Japanese public authorities for criminal law enforcement and national security purposes  
(法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用)【上川陽子法務大臣、関係府省の事務次官等高官6名】

# 日EU間の個人データの円滑な移転実現の意義

- 2019年1月23日、日本と欧州連合（European Union: EU）の間で、個人データの安全・円滑な越境移転が実現した。これは、日本の個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、80回300時間の対話を重ね、十分性認定（adequacy finding）を相互に行った結果である。相互の十分性決定（mutual adequacy decision）は、世界で初めてであり、また、2018年5月25日に適用が開始されたEU一般データ保護規則（GDPR）第45条による認定も、日本の2017年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法第24条による認定も、世界で初めてである。

# 個人データ国際流通の最近の課題例

- 2020年7月16日 Schrems II
- 2020年11月10日 Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data
- 2020年12月24日 UK-EU TRADE AND COOPERATION AGREEMENT
- 2021年1月15日 The EDPB and EDPS have adopted joint opinions on two sets of contractual clauses (SCCs). One opinion on the SCCs for contracts between controllers and processors and one on the SCCs for the transfer of personal data to third countries.
- アジア ABLI(Asia Business Law Institute), Transferring Personal Data in Asia: Carving a path to legal certainty and convergence between Asian frameworks on cross-border data flows (May 2020)